

見書案第23号

李明博韓国大統領の言動に抗議し、対韓国外交の見直しを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年9月28日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

李明博韓国大統領の言動に抗議し、対韓国外交の見直しを求める意見書

韓国の李明博大統領は、日本政府の再三の中止要請を無視し、韓国歴代大統領として初めて今年8月10日に島根県の竹島に不法上陸した。

このような行為は、日本政府と国民の努力により築き上げられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであり、日本政府は、この事態を深刻に受け止め、韓国政府に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、厳然たる措置を講じなければならない。

また、李大統領は、同月14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある」と述べたが、本来、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、自ら両陛下に招請した経緯がある。

したがって、今回、天皇陛下の謝罪がなければ「訪韓の必要がない」などと発言したことは、極めて礼を失するものであり、李大統領の一連の言動を看過することはできない。

よって、国におかれては、竹島問題に関して、韓国の行動に歯止めをかけるために、国際司法裁判所への提訴にとどまらず、あらゆる対応策を検討し、対韓国外交の総合的見直しを進められるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
外務大臣
財務大臣